

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成30年9月3日（平成30年（行情）諮問第385号）

答申日：平成30年12月13日（平成30年度（行情）答申第353号）

事件名：特定太陽光発電プラントの認可場所に違法廃棄物があることが分かって提出された改善計画書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年以降に、特定太陽光発電プラントの認可場所に違法廃棄物があることが分かって、提出された改善計画書の全部」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月28日付け20180328公開四国第1号により四国経済産業局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）のうち、存否応答拒否による不開示決定について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

原処分は、法の解釈適用を誤った違法な処分であるから、原処分を取り消し、全部公開する必要がある。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、平成30年3月26日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「特定年以降に、1 特定太陽光発電プラントに対して、事業者から提出された認可申請書類の全部。また、御局から事業者に対して出された認可許可書類の全て。2 上記1の認可場所に違法廃棄物があることが分かって、提出された改善計画書の全部。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月28日付けでこれを受け付けた。
- (2) 本件開示請求のうちの2の請求部分に対し、処分庁は、本件対象文書を下記2のとおり特定し、法8条及び9条2項の規定に基づき、原処分を行った。
- (3) これに対して、本件開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条3号の規定に基づき、平成30年6月

4日付けで、諮問庁に対して、原処分を取り消し請求対象となる行政文書の全部を開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

## 2 審査請求に係る行政文書

本件対象文書は、特定太陽光発電プラントの「認可場所に違法廃棄物があることが分かって、提出された改善計画書の全部。」である。

## 3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件審査請求に係る行政文書の存否を明らかとせず不開示とする決定を行った。不開示とした具体的な理由は以下のとおりである。

### ＜存否不開示とした理由＞

本件対象文書は、申請に必要な書類として求めているものではなく、その存否を答えることにより、申請の審査の実施の検討等に関する情報及び行政が行う事務に関する情報が明らかになるおそれがあり、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、公にすることにより行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号及び6号の不開示情報に該当する。また、申請書類ではない書類として別途求めている書類を公にすることにより、法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等の権利利益に関する情報が明らかになるおそれがあり、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれもあることから、法5条2号イの不開示情報にも該当する。

したがって、当該行政文書は、その存否を答えるだけで、法5条2号イ、5号及び6号に該当する不開示情報を開示することとなるため、法8条及び9条2項の規定に基づき、当該行政文書の存否を明らかにせず、不開示とした。

## 4 審査請求人の主張

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、開示請求者である審査請求人が、本件開示請求に対し処分庁が行った原処分について、当該原処分を取り消し請求対象となる行政文書の全部を開示することを求めるものである。

### (2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された審査請求の理由は、以下のとおりである。

「原処分は、法の解釈適用を誤った違法な処分であるから、原処分を取り消し、全部公開する必要がある。」

## 5 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、本件対象文書の存否を明らかとせず不開示とした原処分が違法な処分であり、原処分を取り消し、対象となる行政文書の全部を開示すべきである旨を主張していることから、以下、本件対象文書の存否情報の不開示情報該当性について検討する。

### (1) 法5条2号イの該当性について

本件対象文書は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく手続に関し必要な書類として処分庁が事業者に求めているものではなく、開示請求者が、行政庁による不利益処分を前提に、それを受けて改善計画書の提出があったと想定して開示請求したものである。

その存否を明らかにすることで、これらの処分あるいは改善計画書の有無が明らかになることとなり、本件開示請求の1で開示した情報と結合することで、当該文書に関連する法人等が違法行為を行ったのではないかとの憶測を招く等、当該法人の名誉、社会的評価を損なう可能性があり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

以上のことから、本件存否情報は、法5条2号イの不開示情報に該当する。

### (2) 法5条6号の該当性について

本件対象文書は、再エネ特措法に基づく手続に関し必要な書類として処分庁が事業者に求めているものではなく、開示請求者が、行政庁による不利益処分を前提に、それを受けて改善計画書の提出があったと想定して開示請求したものである。

その存否を明らかにすることで、再エネ特措法に基づく処分庁の対応について、本来必要とはされていない書類が必要になるという不正確な認識を国民に与えるおそれがある。また、本件存否情報と本件開示請求で請求された行政文書の名称が結合することで、他の事業者に対し、事業者が法律違反行為を行った際の事業者の対処について誤った予見を与えるおそれがある等、再エネ特措法に係る事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件存否情報は、法5条6号の不開示情報に該当する。

したがって、本件対象文書の存否について明らかにすることは、それだけで法5条2号イ及び法5条6号の不開示情報を開示することとなるため、法8条及び9条2項の規定に基づき、当該行政文書を、存否を明らかにせず不開示としたことは妥当である。

## 6 結論

以上のとおり、本件審査請求については、理由がなく原処分 of 正当性を覆すものではない。したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月8日 審議
- ④ 同年12月4日 審議
- ⑤ 同月11日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イ、5号及び6号の不開示情報を開示することになるとして、本件対象文書の存否を明らかにせず不開示とする原処分を行い、諮問庁は、本件対象文書の存否情報が同条2号イ及び6号に該当するとして、原処分を妥当としている。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、本件開示請求文言にいう「改善計画書」とは、特定年以降に、特定太陽光発電プラントに係る認定事業者が、再エネ特措法13条に基づく改善命令（以下「改善命令」という。）を受けたことを前提として、当該認定事業者が提出したと想定される改善報告書又は改善計画書を指すものと解した旨説明があった。

審査請求人は、本件対象文書の特定について不服を申し立てているとは認められないことから、以下、本件審査請求については、かかる諮問庁の説明を前提に、改善命令に係る改善報告書又は改善計画書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

### 2 再エネ特措法について

(1) 再エネ特措法について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再エネ発電事業」という。）を行おうとする者は、再エネ特措法9条1項に基づき、再エネ発電事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

イ 経済産業大臣は、申請された事業計画が、再エネ特措法9条3項の

各号並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「再エネ特措法施行規則」という。）5条及び5条の2に掲げる基準に適合すると認めるときは、再エネ特措法9条3項に基づき、その認定をすることとされている。

ウ 再エネ特措法9条3項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、同項の認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）に従って再エネ発電事業を実施しなければならず、認定計画に従っていないと認められる等の場合は、経済産業大臣は、当該認定事業者に対し、再エネ特措法12条に基づく指導及び助言（以下「指導及び助言」という。）を行い、当該事業者が指導及び助言に従わない場合には、改善命令や再エネ特措法15条に基づく認定の取消し（以下「認定の取消し」という。）の対象となる。

エ また、再エネ発電事業の種類（太陽光、風力等）ごとに作成され、資源エネルギー庁のウェブサイトにおいて事業者向けに公表されている「事業計画策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）には、再エネ発電事業の企画・実施に際して、再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき遵守が求められる事項及び適切な事業実施のために推奨される事項についての考え方が記載されており、ガイドラインにおいて遵守を求められている事項に違反していると認められる場合については、認定計画に従って再エネ発電事業を実施していないとみなされ、そうすると、上記ウと同様に、指導及び助言、改善命令並びに認定の取消しの対象となる可能性がある。

オ 改善命令の対象となった認定事業者に対しては、制度運用上の手続として、改善報告書又は改善計画書の提出を求めているところであるが、これらの書類の提出を義務付ける規定は存しない。また、改善命令の対象となった認定事業者名については、法令上、公表する規定はなく、運用上も公表していない。

(2) 当審査会において、再エネ特措法、再エネ特措法施行規則及びガイドラインを確認したところ、その内容は、上記(1)アないしエの諮問庁の説明のとおりであり、諮問庁の上記(1)オの説明にも、特段不自然・不合理な点は認められない。

### 3 本件対象文書の存否応答拒否について

#### (1) 本件対象文書の存否情報について

本件対象文書の存否を答えることは、特定年以降に、特定太陽光発電プラントに係る認定事業者が、改善命令を受け、改善報告書又は改善計画書を提出したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

(2) 法5条2号イ該当性について

ア 改善命令について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、次のとおり説明があった。

認定計画に則して事業が実施されていない違法な状態にある認定事業者が改善命令の対象となる。ここでいう違法な状態とは、具体的には、発電設備や設備の設置場所等が認定計画の内容と異なっていること等が挙げられる。

なお、改善命令は、経済産業大臣の判断により、各案件の状況に応じて発令している。

イ 上記2(1)及び上記アの諮問庁の説明によれば、改善命令は、違法な状態があり、指導及び助言があってもなお、認定事業者が当該指導及び助言に従わない場合に発令されるものであることから、本件存否情報を明らかにしないことが、当該事業者について、法5条2号イに規定する正当な利益に該当するとは認められない。

したがって、本件存否情報を明らかにしても、本件開示請求に係る特定太陽光発電プラントに係る認定事業者の正当な利益が害されるとはいえないことから、本件存否情報は、法5条2号イには該当しない。

なお、上記2(1)オの諮問庁の説明によれば、改善命令の対象となった認定事業者名については、法令上、公表する規定はなく、運用上も公表していないとしているものの、諮問庁による当該事業者名の公表の有無は、本件における法に基づく不開示情報該当性の判断を左右するものではない。

(3) 法5条6号該当性について

諮問庁は、上記第3の5(2)において、本件対象文書の存否を明らかにすると、再エネ特措法に基づく処分庁の対応について、本来必要とはされていない書類が必要になるという不正確な認識を国民に与えるおそれがある、また、本件存否情報と本件開示請求で請求された行政文書の名称が結合することで、他の事業者に対し、事業者が法律違反行為を行った際の事業者の対処について誤った予見を与えるおそれがある等、再エネ特措法に係る事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

しかしながら、改善報告書又は改善計画書は、改善命令を受けた認定事業者に対し、制度運用上の手続として提出を求めているものであるとする上記2(1)オの諮問庁の説明をもってしても、本件存否情報を明らかにすることによって、事業者等に対し、再エネ特措法上、本来必要とはされていないこれらの書類の提出が義務付けられているという認識を当然に与えるとはいえず、仮にそのような認識を一部の事業者等に

与えることになったとしても、そのこと自体が処分庁の再エネ特措法に係る事務の実施に支障が生じる事態を招来するとは到底想定し難い。

したがって、本件対象文書の存否を明らかにしても、再エネ特措法に係る事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、本件存否情報は、法5条6号柱書きには該当しない。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イ、5号及び6号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が当該情報は同条2号イ及び6号に該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久